

海老名市障害者リハビリテーション事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身機能の障害により在宅で療養している65歳未満の者又は市内の小学校若しくは中学校の通常の学級に在籍する発達障害児に対し、障害者リハビリテーション事業（以下「事業」という。）を実施することにより、心身機能の増進又は社会適応能力の向上を図り、もって日常生活の自立を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 理学療法 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する理学療法をいう。
- (2) 作業療法 法第2条第2項に規定する作業療法をいう。
- (3) 臨床発達心理士 学会連合資格「臨床発達心理士」認定運営機構から臨床発達心理士の認定を受けた者をいう。
- (4) 臨床心理士 財団法人日本臨床心理士資格認定協会から臨床心理士の認定を受けた者をいう。
- (5) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害がある者で、身体障害者手帳の交付を受けたもの
- (6) 知的障がい者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が75以下と判定された者又は神奈川県知事の交付する療育手帳若しくはこれに相当する手帳を所持する者
- (7) 発達障害児 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児をいう。
- (8) 扶養義務者等 身体障害者、発達障害児等の扶養義務者、保護者、養育者等をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、社会福祉法人、医療法人等に事業を委託して実施することができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げる訓練を行うものとする。

- (1) 心身機能を回復するために必要な訓練（以下「機能回復訓練」という。）
- (2) 社会適応能力を向上させるために必要な訓練（以下「社会適応訓練」という。）

2 機能回復訓練の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理学療法及び作業療法
- (2) スポーツ、体操等を利用した体力及び運動能力の改善を図るための訓練
- (3) 社会生活に必要な心身機能の向上を図るための訓練
- (4) 健康の維持及び増進を図るための訓練
- (5) その他必要な訓練

3 社会適応訓練の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 臨床発達心理士、臨床心理士又は医師による発達障害の評価及び診断
- (2) 心理療法、個別カウンセリング、生活技能訓練、課題学習訓練等により社会生活への適応を図るための訓練
- (3) その他必要な訓練

(対象者)

第5条 事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、現に居住している者で、次の各号に掲げる訓練に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 機能回復訓練 在宅で療養している65歳未満の身体障害者又は知的障害者若しくは18歳未満の者で、機能回復訓練を受ける必要のあるもの
- (2) 社会適応訓練 市内の小学校又は中学校の通常の学級に在籍する発達障害児で、社会適応訓練を受ける必要のあるもの

(実施日)

第6条 事業の実施日は、土曜日（海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条第1項第2号及び第3号に定める日を除く。）とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（利用回数）

第7条 事業を利用することができる回数は、3週につき1回とする。

（利用料）

第8条 事業の利用料は、1回の利用につき600円とする。

（申込み）

第9条 事業を利用しようとする者（未成年者にあつては当該者の扶養義務者等）は、海老名市障害者リハビリテーション事業利用申込書（第1号様式）を市が事業を委託した社会福祉法人、医療法人等（以下「事業者」という。）に提出するものとする。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えるものとする。

（1）機能回復訓練を申し込む場合 主治医の指示書又は市長が認めた書類

（2）社会適応訓練を申し込む場合 在籍する小学校又は中学校の教育相談コーディネーターが作成した相談支援情報提供書又は市長が認めた書類

（利用契約）

第10条 事業者は、前条第1項の申込書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、事業を利用しようとする対象者の心身機能又は社会適応能力の状況を調査するものとする。

2 事業者は、前項の規定による審査及び調査の結果、適当と認めたときは、前条第1項の申込書を提出した者と事業の利用契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

（変更等の申込み等）

第11条 前条第2項の規定により事業者と利用契約を締結した者（以下「利用契約者」という。）は、前条第1項の申込書の記載内容に変更が生じたとき又は利用契約に係る事業を利用する必要がなくなったときは、速やかに海老名市障害者リハビリテー

ション事業利用変更（中止）申込書（第２号様式）を利用契約を締結した事業者（以下「契約事業者」という。）に提出するものとする。

２ 契約事業者は、前項の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、利用契約を変更し、又は利用契約に係る事業を中止するものとする。

３ 契約事業者は、前項の規定による変更又は中止をしたときは、その旨を市長に報告するものとする。

（利用料の支払）

第１２条 利用契約者は、利用契約に係る事業を利用したときは、その都度、第８条に規定する利用料を契約事業者に支払うものとする。

（利用料の免除）

第１３条 市長は、利用契約者の属する世帯が市民税の非課税世帯であるときは、第８条の規定にかかわらず、利用料を免除することができる。

２ 前項の規定による免除を受けようとする利用契約者（次項において「免除申請者」という。）は、海老名市障害者リハビリテーション事業利用料免除申請書（第３号様式）を市長に提出するものとする。

３ 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用料を免除することに決定したときは、海老名市障害者リハビリテーション事業利用料免除決定通知書（第４号様式）により免除申請者に通知する。

（事業の中止措置）

第１４条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用契約に係る事業の中止措置を講ずることができる。

（１） 利用契約により機能回復訓練又は社会機能回復訓練を受ける者（次号において「利用者」という。）が第５条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

（２） 利用者又は利用契約者が偽りその他不正な手段により事業を利用するとき。

（３） その他市長が事業の利用を不適當と認めたとき。

２ 市長は、前項の中止措置を講じたときは、利用契約者に対し海老名市障害者リハビリ

テーション事業利用中止措置決定通知書（第5号様式）を、契約事業者に対しその旨を通知するものとする。

（実施状況の記録等）

第15条 事業者は、事業の実施状況を海老名市障害者リハビリテーション事業実績記録表（第6号様式）に記録するものとする。

2 事業者は、次の各号に掲げる期間における事業の実施状況をそれぞれ当該各号に定める日までに、書面により市長に報告するものとする。

（1） 4月1日から6月30日まで 7月10日

（2） 7月1日から9月30日まで 10月10日

（3） 10月1日から12月31日まで 翌年の1月10日

（4） 1月1日から3月31日まで 3月31日

3 事業者は、当該年度に係る事業の実績報告書を年度末に作成し、市長に提出するものとする。

4 事業者は、前3項に規定する書類を当該年度の翌年度から5年間保存するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

《平成18年5月1日・制定》

海老名市出張療育相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達に心配がある児童に対する関り方及び療育方法等について、保育士及び幼稚園の教諭（以下「保育士等」という。）からの相談に応じる出張療育相談事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、海老名市（以下「市」という。）とする。

(運営主体)

第3条 市は、事業の運営を、社会福祉法人等に委託するものとする。

(対象施設)

第4条 対象施設は、市内在住の児童が通園等をする保育施設、幼稚園及び市が子育て支援事業を実施する施設（以下「施設」という。）とする。

(事業内容)

第5条 事業は、施設の長から要請を受けて、第3条に規定する市が委託する団体（以下「委託団体」という。）が臨床発達心理士又は臨床心理士（以下「心理士」という。）を派遣し、保育士等からの相談に応じることとする。

(受付窓口)

第6条 出張療育相談の受付窓口は、委託団体に置くものとする。

(相談回数等)

第7条 出張療育相談の回数は、原則として月1回の派遣とする。ただし、市長がその相談内容に緊急性があると認める場合は、この限りでない。

2 相談時間は、1回につき1時間半程度とする。

3 相談期間は、1件の要請につき原則として6箇月以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、再度の施設の長の要請により、継続して相談

を実施することができる。

(実施報告)

第 8 条 委託団体は、出張療育相談の実施状況を四半期ごとに市長に報告しなければならない。

(報告書の作成及び管理)

第 9 条 心理士は、派遣先での内容を記録し報告書を作成の上、委託団体に提出しなければならない。

2 委託団体は、前項の報告書を派遣日の属する会計年度の翌年から 5 年間保存するものとする。

(利用者の負担)

第 10 条 事業の利用において、施設及び保育士等の負担は無料とする。

(委託料の支払)

第 11 条 市は、委託団体に事業の委託料を毎年度予算に定める額を当該年度の 6 月に支払うものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

《平成 17 年 4 月 1 日制定》

《平成 29 年 4 月 1 日一部改正》

海老名市療育時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達に障害のある児童の療育効果を高めるため、当該児童及びその扶養義務者等と一緒に療育を受ける際に、当該児童の兄弟姉妹を一時預かりする海老名市療育時支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、療育を実施する社会福祉法人、医療法人等（以下「事業者」という。）に事業を委託して実施することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2号に規定する児童発達支援を受ける児童の兄弟姉妹であって、生後6月から就学前の児童とする。

(実施方法)

第4条 事業者は、保育に適すると市長が認めた施設に保育士を配置し、事業を実施するものとする。

2 事業の実施時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時までとする。

(実施計画)

第5条 事業者は、当該事業の実施計画書をあらかじめ、市長に提出するものとする。

(利用申込み)

第6条 事業を利用しようとする児童の扶養義務者等は、事業を利用する前に、事業者に申し込むものとする。

(利用料)

第7条 事業を利用した者は、利用料を直接事業者を支払うものとする。

2 前項に規定する利用料は、市長が事業者と協議して定める。

(実施状況報告等)

第8条 事業者は、事業の実施状況を、海老名市療育時支援事業実績記録表（別記様式）に記録するものとする。

2 事業者は、1年間に実施した事業の実績報告書を作成し、当該年度末までに市長に提出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

《平成20年4月1日・制定》

《平成23年10月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

別記様式（第8条関係）

年 月分 海老名市療育時支援事業実績記録表

保育を利用する 児童の氏名（続柄）		扶養義務者	
		療育対象児童	

日付	曜日	開始時間	終了時間	実績時間数	利用者負担額	保育者氏名
		:	:			
		:	:			
		:	:			
		:	:			
		:	:			
		:	:			
		:	:			
		:	:			
		:	:			
		:	:			